



令和6年坂祝町公告第98号

西谷川流域調整池設置工事について、事後審査型条件付き一般競争入札(以下「一般競争入札」という。)を実施するので、坂祝町契約規則(昭和49年規則第15号)第2条及び坂祝町事後審査型条件付き一般競争入札実施要綱(平成19年訓令第22号)第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年12月25日

坂祝町長 伊藤 敬宏



1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 河改 第6-3号
- (2) 工事名 西谷川流域調整池設置工事
- (3) 工事場所 岐阜県加茂郡坂祝町酒倉地内
- (4) 工事期間 契約の日から令和8年3月27日まで
- (5) 工事概要 西谷川流域調整池設置工事
- (6) 予定価格 154,839,300円(消費税及び地方消費税を含む。)
- (7) 最低制限価格 有
- (8) 週休2日制モデル工事 適用する(現場閉所)
詳細は「坂祝町発注の週休2日制モデル工事試行要領」を参照
- (9) その他 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

2 参加資格に関する事項

一般競争入札に参加できる者は、次に掲げるすべての事項に該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 公告日において岐阜県中濃圏域(関市・美濃市・美濃加茂市・可児市・郡上市・加茂郡・可児郡)内に本社があり、坂祝町指名競争入札参加者名簿に登録されていること。
- (3) 坂祝町建設工事請負契約に係る指名停止措置要領(平成10年要綱第4号)の規定に基づく指名停止を、公告日から開札日までの間に受けていないこと及びその他建設業法の法令、規則等に違反していないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づき、更正手続き開





始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく更正計画認可の決定を受けていること。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、民事再生手続開始の申立がなされている者にあつては、同法に基づく再生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 土木一式工事業について経営規模等評価の総合評定値が870点以上であること。
- (7) 本工事に従事する主任技術者又は監理技術者は、1級土木工事施工管理技士又は技術士（建設部門）の資格を有する者で、かつ、主任技術者は本工事の契約工期の始まりの時点から専任で配置できるものであること。

3 入札参加資格申請

- (1) 入札参加を希望する者は、坂祝町事後審査型条件付き一般競争入札実施要綱に規定する事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（様式第1号）を提出期限までに電子入札システムにより提出しなければならない。また、会社更生法又は民事再生法の適用を受けている者は、更正計画認可又は再生計画認可決定通知書の写しの提出（電子媒体又は紙による。）も行うこと。
- (2) 提出期限 令和7年1月10日（金）午後1時00分まで
- (3) 提出場所 坂祝町役場 総務課

4 電子入札システムの利用

本件入札は、電子入札システムで行う。

5 参加資格の決定

令和7年1月10日（金）午後1時00分までに入札参加資格申請を行った者で、入札参加資格確認通知書の交付を受けた者とする。

6 設計図書の閲覧等について

電子入札システムにより仕様図書、及び特記仕様書（以下「設計図書」という。）の閲覧を行うこと。なお、紙による設計図書の配布を希望するものは事前に申し出るとともに、入札受付終了日時までに返却を行うこと。

7 現場説明会

当該工事の現場説明会は、実施しない。

8 設計図書に対する質疑等

設計図書に対する質疑等は、次の期間及び方法により提出すること。

- (1) 提出期間 公告日から令和7年1月15日（水）午後5時00分まで
- (2) 提出方法 持参、郵送、FAX若しくはメールなどにより、書面にて提出





すること。(電話での問い合わせは不可)

- (3) 提出場所 坂祝町役場 総務課
〒505-8501
加茂郡坂祝町取組46番地18
FAX 0574-27-1808
E-mail soumu@town.sakahogi.gifu.jp

- (4) 質疑に対する回答 令和7年1月22日(水)午後5時00分までにFAX、
若しくはメールにて回答する。

9 入札書の受付終了日時

令和7年1月29日(水) 午後1時30分

10 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載する入札金額に係る工事費内訳書については、入札の際に、電子入札システムにより添付すること。

11 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満切捨て)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

12 開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和7年1月29日(水) 午後2時
(2) 場所 坂祝町役場 3階 総務課

13 落札候補者決定

地方自治法施行令第167条の10第2項に規定する最低制限価格制を導入し、その範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とする。なお、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2以上あるときは、くじによって落札候補者を決定する。この時落札候補者となるべき同価格の入札をした者は、くじを引くことを辞退することができない。

14 落札の決定

落札候補者に対し、参加資格に関する事項について確認を行い、参加資格に関する事項が適正であった場合、当該落札候補者を落札者とする。なお、確認において落札候補者に参加資格に関し不備があった場合は、参加資格不適合者とし、





開札において次点となった者を落札候補者に繰上げ、参加資格に関する事項について確認を行い参加資格に関する事項が適正であった場合、当該落札候補者を落札者とする。以後の不適合者の処理は当初の例に準ずる。

15 入札保証金 免除

16 契約書作成の要否 要

17 契約保証金

契約金額の10分の1以上に相当する金額。ただし、坂祝町契約規則第31条の規定により、同規則第6条から第8条に規定するものを契約保証金に代えて提供することができる。

18 前金払の有無 有

前金払取扱要綱（平成10年訓令第5号）の規定により支払を行う。

19 部分払の有無 有

20 議会の議決 有

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び坂祝町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第3号）第2条の規定により議会の議決を必要とする。

21 入札の無効・中止等

次のいずれかに該当する場合は、当該入札は、無効又は中止とする。この場合において生じた負担は、入札者の負担とする。

（1）明らかに談合の事実が確認されたとき又は談合の疑いがあるとき。

（2）天災その他やむを得ない理由によるとき。

（3）その他あらかじめ指示した事項に違反したとき。

22 落札の無効

落札者が落札決定の日から10日以内に仮契約を締結しない場合は、その落札を無効とする。また、議会の議決後7日以内に本契約を締結しない場合においても、その落札を無効とする。

23 その他

その他この公告に記載していない事項については、地方自治法、地方自治法施行令及び坂祝町契約規則その他関係法令の定めるところによる。